

静岡市の現状

- 静岡市においては5事業所が指定を受けており、利用者数は約80人。（令和3年4月1日時点）
- 障害者総合支援法第213条第10項の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（以下「日中サービス事業所」とする。）は、協議会等で運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受けることとされているため、令和2年度より静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において事業所の評価を行っている。
- 令和2年度は2事業所の評価を行った。総利用者数35人中、支援区分6の方の受入れは3人。（令和2年6月22日時点）
- 同法の規定では、必要に応じて事業所が指定申請を受ける段階においても協議会等の中で評価を行うことを定めているものの、本市においては指定段階での評価は行っていない。

静岡市の課題

- 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職員が支援に慣れておらず、障がいが軽度の方の受入れが中心となっている部分がある。
- 大手住宅メーカーが日中サービス事業所の建設を推し進めている。事業所にとっては安く建設できる反面、重度の障がいのある方を受け入れられる仕様になっていないことがある。
- 最低限の食事や排せつの支援のみを提供するに留まり、十分な日中サービスを提供できていない事業所がある。
- 静岡市としてどのような事業所を増やしていきたいかが明確になっていない。いくら部会で事業所の評価を行ったとしてもその部分が決まらなければ事業所が作りやすいグループホームしか整備されない。

課題解決のために静岡市としての日中サービス事業所の高評価施設像を決定する必要がある。

静岡市の高評価施設像



項目

日中サービス事業所の役割

行政・地域の役割

重度障がい者の
受入促進

①人員配置の強化
重度障がい者の受入に必要な相談員、有資格職員を適正な人数配置する。

②施設の機能強化
利用者の状態に沿った施設のバリアフリー化、医療機器等の配備がなされている。

＜受入れが想定される重度障がい者の例＞

- ・**強度行動障がい者**
重度障害者支援加算対象者ⅠまたはⅡに該当する者、及び行動関連項目が10点以上ある方を指す。
- ・**重症心身障害者（医療的ケアが必要な方）**
人工呼吸器、たんの吸引、人工的水分栄養補給（胃ろう、経管栄養）等常時医療的なケアが必要な重度の障がいがある方を指す。
- ・**精神障がいにより行動上著しい困難を有する方**
重度の精神障がいにより、他施設での受入れが難しい方を指す。

①強度行動障がい者支援施設等サポート事業の実施
通所施設等サポート事業アドバイザーを事業所へ派遣する。

②医療的ケア児等コーディネーターとの連携促進
障がい当事者、家族、支援機関からの受入れ可能施設の相談があった際にコーディネーターが受入れ可能な日中サービス事業所の情報を提供する。

③社会福祉施設等施設整備補助金の活用
当該補助事業の優先整備対象の1つとして、日中サービス事業所を位置づけ、施設整備に係る費用を補助する。

地域移行・定着の場
としての機能拡充

①施設入所者の受入れ

- ・関係機関（障害児相談支援事業所、障害児入所施設等）と連携し、市外施設入所児で成人になるにあたって生活拠点を市内に戻す方の居住の場を提供する。
- ・関係機関（計画相談支援事業所、障害者支援施設等）と連携し、市内施設入所者を積極的に受入れることで、障がいのある人の地域生活への移行を促進する。

②在宅障害者の受入れ
現在は在宅で生活できているものの、支援者が高齢の両親である方など、何らかの事情で近い将来自宅での支援が困難となる方へ居住の場を提供する。

①入所児童地域移行等支援会議の効果的な開催
早い段階で入所児童地域移行等支援会議を開催することで、日中サービス事業所との受入調整を効率よく進めていく。

②まいむ・まいむを介した地域包括支援センターとの情報共有
8050等の諸問題により、必要に応じて地域包括支援センターがまいむ・まいむへ在宅で困難を抱えている方の情報を提供し、まいむ・まいむから本人へ日中サービス事業所への入所を促していく。

項目

日中サービス事業所の役割

障害者総合支援法の趣旨に
合致した運営

① 充実した日中活動の支援

日中、他の障害福祉サービスを利用できない方や日中別の施設を利用しているが長期休暇等でその施設を利用できない方等に対して個々の利用者のニーズに応じた生活の支援を行う。

② 短期入所の効果的な活用

- ・利用希望者の受入れを積極的に行う。
- ・行政、計画相談支援事業所、他障害福祉サービス事業所、関係機関（委託相談支援事業所、まいむ・まいむ等）からの要請に応じて地域で生活する障がい者へ緊急一時的な宿泊の場を提供する。

③ 地域の関係機関との連携

利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業所と緊密に連携する。

設置目的に
沿った運営

上記高評価施設像に合致しない事業所においても、地域のニーズに応じた事業所の運営方針を明確にし、当該運営方針に基づいた施設運営を行う。

行政・地域の役割

① 地域の関係機関、まいむ・まいむと連携した地域生活支援部会での適切な評価及び助言の実施

② 日中サービス事業所情報の周知

まいむ・まいむを中心に関係機関に対して個々の日中サービス事業所の特徴（受入れ可能対象者、支援内容等）を周知し、円滑な日中サービス事業所と地域関係機関との連携をサポートする。

③ 日中サービス事業所連絡会設置に向けた検討

まいむ・まいむを中心に連絡会の設置に向けた取組を進め、実際に連絡会が発足した際には、事業所同士の情報共有及び障害者総合支援法の趣旨や市の高評価施設像を示す場としていく。

個々の事業所の設置目的を正確に理解した上での柔軟な評価の実施